

国立大学法人三重大学監事候補者選考委員会要項

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人法第12条第8項に基づき行われる監事の任命に際し、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）における監事候補者の選考を行うための国立大学法人三重大学監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2 選考委員会は、本学の監事候補者を文部科学大臣に推薦するに当たり、本学が監事に求める役割及び人材像等を定め、これに基づく監事候補者の選考を行う。

(組織)

第3 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 3名
- (2) 学長が委嘱する学外有識者 2名

(委員長)

第4 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員会)

第5 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6 選考委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7 選考委員会の庶務は、企画総務部総務チームにおいて処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年3月11日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年1月30日から実施する。